

第1章 神戸市の概要

第1節 地域保健体制

第2節 機 構

第3節 保健所の沿革

第4節 地 勢 ・ 人 口

第1節 地域保健体制

1994年に保健所法が地域保健法へと全面的に改正され、1997年4月1日に全面施行された。地域保健法は「母子保健からその他の地域保健対策に関する法律による対策が総合的に推進されることを確保し、もって地域住民の健康の保持及び増進に寄与すること」を目的とし、住民の多様化、高度化するニーズに対応できるよう市町村、都道府県及び国がそれぞれの役割に応じた責務を果たすべきことを明確にした。また、国全体としての地域保健対策の推進方向が示されることとなった。

保健所は広域的・専門的・技術的機能を強化し、保健センターは住民に対し、「健康相談、保健指導及び健康診査その他地域保健に関し必要な事業を行うことを目的とする施設」として法律上位置づけられ、保健所及び保健センターの役割が明確にされた。

このような背景の中で、神戸市では1998年度に、市内9区にある9保健所1支所体制を見直し、各区で実施している保健事業を専門的、技術的、広域的な観点から支援するため、機能を強化した保健所を市内に新たに1ヵ所設置し、従前の9保健所は区保健部とし、市民に密着した対人・対物保健サービスの拠点として、一層の市民サービスの向上を図ることとした。

その後、2000年4月に結核感染症業務を、さらに2001年4月に保健施策の全ての事務を本庁から保健所へ移管。企画部門と事業実施体制との一元化により機能強化を図り、保健所と区保健部との機能分担により、地域保健の推進を図る体制とした。2003年4月に区保健部が福祉部との統合により保健福祉部となり、保健部の9衛生課が5衛生監視事務所となった。2004年4月に保健事業の企画立案等の機能強化を図り、地域保健を推進するため、保健福祉局健康部と保健所を再編した。また、2012年4月に、こども家庭局を新設し、区保健福祉部におけるこども・家庭支援窓口の一元化と体制の強化のため、こども家庭支援課を新設した。2015年4月には、結核・感染症対策の執行体制を強化するため、保健所に各区保健センターを設置した。

さらに、2017年4月には、保健所・健康部内の組織の再構築を行い、また、2018年4月には北区内に北神保健センターを設置した。2019年4月に医務薬務課を設置し、環境保健研究所（現：健康科学研究所）を保健所所属とした。2020年4月に保健福祉局を再編し、健康局・福祉局を設置。部を廃止し、二層制に組織改正。健康部健康政策課と保健所調整課を健康局政策課、健康企画課に改組。

2021年4月には、健康局の衛生監視事務所を5か所から2か所に再編するとともに、衛生監視業務について、ICT等を活用することで業務の効率化を図ることとした。新型コロナウイルス感染症対策としてワクチン接種や検査・相談体制をさらに強化するため、健康局及び各区保健センターを中心に保健師等を大幅に増員するとともに、感染拡大の状況に応じて全庁的な応援体制を強化し、安定的な執行体制を確立（保健事業推進担当課長等含め約40名）した。

2022年度には、新型コロナウイルス感染症対策の体制強化のため、これまで兼務発令による庁内応援で対応していたポストを専任配置するとともに、引き続き健康局及び各区保健センターを中心に保健師を大幅に増員（約30名・加えて年度途中の採用により約300名の体制を構築）した。

2024年度には、2023年5月8日の新型コロナウイルスの5類移行に伴いワクチン接種対策事業を保健課予防接種ラインに移管するなど、保健所内の体制の整理を行うとともに、がん検診や疾病対策としての予防啓発や保健教育などを担っていた健康企画課を保健課に統合した。

2025年度には、健康科学研究所が1類事業所化により保健所から独立した。また、各区で実施していた結核対策等の実施体制を整理し、患者対応等を本庁保健課で実施することと一元化を図った。

健康局の主な業務

- ・保健事業の企画、調整、評価及び調査研究
- ・保健センター、区役所の支援
- ・保健情報の収集及び分析
- ・保健衛生に関する統計
- ・難病及びアレルギーなどの専門相談
- ・健康診査及びがん検診
- ・食中毒、感染症及び結核対策等の健康危機管理
- ・食育、栄養改善
- ・給食施設の指導
- ・医務及び薬務関係の申請、届出の受付
- ・医療監視

衛生監視事務所の主な業務

- ・環境衛生及び食品衛生の許認可
- ・動物衛生など
- ・大規模食品工場の監視
- ・輸入食品、家庭用品の監視など

保健センターの主な業務

- ・結核、感染症の対策
- ・成人保健事業、老人保健事業
- ・予防接種
- ・健康相談、精神保健

区保健福祉部の主な業務

- ・乳幼児健診、母子健康手帳の交付
- ・医療費公費負担給付

第2節 機 構

(1) 事務分掌 (2024 年度) ※ 健康局及び各区保健福祉部保健福祉課

健康局		
	政策課	・局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。 ・衛生上の統計に関すること。 ・健康創造都市 KOBE の推進に関すること。
	地域医療課	・地域医療の確保に関すること。 ・救急医療対策に関すること。 ・在宅医療及び介護の連携の推進に関すること。 ・看護師の確保の支援に関すること。 ・兵庫県保健医療計画のうち、医療分野の計画に関すること。 ・地域医療構想達成の推進のための協議の場の開催に関すること。 ・神戸こども初期急病センターに関すること。 ・病院連携（市民病院）に関すること。
	食品衛生課	・食品衛生に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 ・家庭用品の安全対策に関すること。（他の所管に属するものを除く。）。
	環境衛生課	・環境衛生に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 ・動物衛生に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
	斎園管理課	・市立の墓園及び斎場に関すること。 ・墓地、埋葬等に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
	墓園管理センター	・墓園施設の管理及び運営に関すること。
	斎場管理センター	・斎場施設の管理及び運営に関すること。
	保健所	
	保健課	・保健事業の企画、推進及び調整、実施に関すること。（他の所管に属するものを除く。） ・医師臨床研修、歯科医師臨床研修及び実習生の受入れに関すること。 ・神戸市立こくべ市歯科センターに関すること。 ・保健所 DX の推進に関すること。 ・精神保健、精神障害者の福祉及び自殺対策に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 ・公害（アスベストを含む。）による健康被害に関すること。 ・結核に関すること。 ・予防接種及び健康被害に関すること。 ・新型コロナワクチンの接種に関すること。 ・感染症に関すること。 ・健康危機管理（感染症に係るものに限る。）に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 ・保健センター等の事業に係る支援に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 ・健康危機管理（感染症に係るものを除く。）に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 ・保健センター等の事業に係る支援に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 ・難病の患者に対する医療等に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 ・栄養の改善及び食育に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
	口腔保健支援センター	・歯科口腔保健に関すること。
	医務薬務課	・医務に関すること。 ・介護老人保健施設及び介護医療院の実地指導に関すること。 ・薬務に関すること。 ・献血に関すること。 ・保健センターの事業に係る支援に関すること（医務及び薬務に限る。）。 ・食品表示に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 ・栄養の改善に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
	食品衛生課	・食品衛生に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 ・家庭用品の安全対策に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
	環境衛生課	・環境衛生に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 ・動物衛生に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
	家庭支援課	・区役所との事業に係る調整及び支援に関する事務（母子保健事業に限る。）

	東部衛生監視事務所 西部衛生監視事務所	・食品衛生に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 ・家庭用品の安全対策に関すること。（他の所管に属するものを除く。） ・環境衛生に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 ・動物衛生に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
	健康科学研究所	・衛生に関する調査、研究及び指導に関すること。 ・衛生に関する試験及び検査に関すること。
	食品衛生検査所	・経済観光局中央卸売市場運営本部本場及び東部市場の食品衛生に係る監視及び指導に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 ・食品の試験及び検査に関すること。
	食肉衛生検査所	・食肉の試験及び検査に関すること。 ・と畜場、と畜場に併設される食肉取扱施設及び食肉取扱業者の衛生監視及び指導に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
	精神保健福祉センター	・精神保健、精神障害者の福祉及び自殺対策に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 ・神戸いのち大切プランに関すること。 ・神戸市自殺対策推進センターに関すること。 ・保健センター、区役所及び須磨区役所北須磨支所の事業に係る支援に関すること（精神保健福祉事業に限る。）。
	東灘保健センター 灘保健センター 中央保健センター 兵庫保健センター 北保健センター 北神保健センター 長田保健センター 須磨保健センター 垂水保健センター 西保健センター	・人口動態統計並びに保健衛生上の諸統計及び調査に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 ・健康危機管理（感染症に係るものに限る。）に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 ・医務及び業務に関すること。 ・歯科保健に係る相談及び指導に関すること。 ・精神保健及び精神障害者福祉に関すること。 ・特定疾病（難病に係るものに限る。）に関すること（医療給付事務を除く。）。 ・結核検診事業の企画、調整及び実施に関すること。 ・結核、感染症、生活習慣病等の対策に関すること。 ・予防接種事業の企画、調整及び実施に関すること。 ・公害（アスベストを含む。）に関すること。
	保健福祉課	・子育て支援の推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 ・保健福祉に係る指導業務及び相談業務に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
	保健福祉課〔北〕	・子育て支援の推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 ・保健福祉に係る指導業務及び相談業務に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
	保健福祉課〔須磨〕	・子育て支援の推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 ・保健福祉に係る指導業務及び相談業務に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

区役所		
	保健福祉部	
	保健福祉課	・民生委員に関すること。 ・社会福祉の統計に関すること。 ・戦没者遺族、戦傷病者、引揚者等の援護に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 ・障害者及び障害児の福祉に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 ・高齢者の福祉及び介護保険に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 ・医療給付事務に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 ・社会福祉及び保健衛生に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 ・一人親家庭及び寡婦並びに困難な問題を抱える女性の福祉に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 ・子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 ・児童の保護及び育成に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 ・子育て支援の推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 ・指導業務及び相談業務に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 ・母子保健事業の企画、調整及び実施に関すること。 ・精神保健及び精神障害者の福祉に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 ・成人及び高齢者の保健事業の実施に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 ・保健事業に係る広報及び啓発に関すること。

(2) 人員配置

保健所・衛生監視事務所・各区保健福祉課職種別職員数

2025年5月1日現在 ()内は2024年5月1日現在

職 種 名	総 数	保 健 所	区 計	東 灘	灘	中 央	兵 庫	北	北 神	長 田	須 磨	支 所	垂 水	西
医 師	8 (10)	8 (10)	— (—)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
歯 科 医 師	1 (1)	1 (1)	— (—)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
保 健 師	243 (258)	36 (35)	207 (223)	23	19	23	18	18	15	17	14	14	24	22
看 護 師	3 (2)	1 (1)	2 (1)	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	—
診療放射線技師	1 (1)	1 (1)	— (—)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
臨床検査技師	— (—)	— (—)	— (—)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
健康科学研究職	— (9)	— (9)	— (—)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
管 理 栄 養 士	8 (8)	8 (8)	— (—)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
歯 科 衛 生 士	4 (4)	4 (4)	— (—)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
総 合 科 学 職 (旧 監 視 員)	122 (135)	122 (135)	— (—)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
理 学 療 法 士	— (—)	— (—)	— (—)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
精神保健福祉相談員	32 (32)	10 (10)	22 (22)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
薬 剤 師	2 (2)	2 (2)	— (—)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事 務 職 員	321 (330)	43 (46)	278 (284)	26	23	24	25	23	22	31	21	19	32	32
防 疫 手	12 (8)	12 (8)	— (—)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車運転手	2 (5)	— (3)	2 (2)	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1
予防衛生業務員	— (4)	— (4)	— (—)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
病 院 業 務 員	— (1)	— (1)	— (—)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	759 (810)	248 (278)	511 (532)	51	44	50	45	44	39	51	37	35	58	57

※ 2025年度より健康科学研究所について1類事業所化により保健所より外れました

第3節 保健所の沿革

1941. 4. 22 神戸市厚生部（後の衛生局）を兵庫区松本通1丁目の湊川公園勸業館に設置
後に中央区加納町6丁目に移転
1941. 10. 15 神戸市初の保健所として、神戸市大石保健所を灘区大石東町2丁目に開設
1942. 6. 1 厚生部を厚生局に改称
1943. 4. 1 神戸市東山保健所を兵庫区松本通1丁目に開設
1944. 3. 1 神戸市神楽保健所を長田区神楽町4丁目に開設
1944. 10. 1 神戸市大橋保健所を長田区大橋町9丁目に開設
1945. 5. 1 神戸市区設置規定改正。灘区、葺合区、生田区、兵庫区、長田区、須磨区を置く
1946. 11. 1 垂水区発足
1947. 8. 12 機構改正に伴い神戸市衛生局発足
1947. 9. 5 保健所法改正
1948. 8. 1 大石保健所を大石標準保健所に改称
東山保健所生田分室開設
1948. 9. 1 大石標準保健所葺合分室開設
1948. 10. 1 大橋保健所垂水分室開設
1949. 12. 10 生田分室廃止、生田保健所を生田区中山手通7丁目に開設
後に中山手通6丁目に移転
1950. 3. 10 垂水分室廃止、垂水保健所を垂水区西垂水町に開設
後に日向1丁目に移転
1950. 4. 1 東灘区発足
1950. 12. 5 大石標準保健所を灘標準保健所に改称
東山保健所を兵庫保健所に改称。後に荒田町1丁目に移転
大橋保健所を須磨保健所に改称。後に須磨区中島町1丁目に移転
神楽保健所を長田保健所に改称。後に北町3丁目に移転
1951. 4. 10 葺合分室廃止、葺合保健所を葺合区神若通3丁目に開設。後に旗塚通4丁目に移転
1952. 4. 17 東灘区保健所を東灘区御影町に開設。後に住吉東町に移転
1955. 6. 1 灘標準保健所を灘保健所に改称。後に岸地通1丁目に移転
1965. 3. 31 垂水保健所西神支所開設
1973. 8. 1 兵庫区分区により北区発足。北保健センターを開設
1976. 4. 1 北保健センター廃止。北保健所を北区鈴蘭台西町1丁目に開設
1977. 6. 6 須磨区北須磨支所開設
1980. 12. 1 生田区、葺合区合区により中央区発足。生田保健所及び葺合保健所廃止
中央保健所を中央区雲井通に開設
1982. 8. 1 垂水区分区により西区発足。西神支所廃止
西保健所を西区玉津町に開設
1994. 7. 1 保健所法全面改正に伴い地域保健法公布一部施行
1996. 4. 1 機構改革により各保健所が各区保健部となる
また、衛生局と民生局が統合し保健福祉局となる
1997. 4. 1 地域保健法の全面施行
1998. 4. 1 9保健所を廃止し神戸市保健所を中央区雲井通5丁目に開設。1保健所
9保健部（保健センター）体制となる
2003. 4. 1 9区の保健部と福祉部が統合し保健福祉部となり、保健部の9衛生課が
5衛生監視事務所となる
2004. 4. 1 神戸市保健所が保健福祉局健康部に統合
2004. 5. 6 灘区保健福祉部（灘保健センター）が灘区桜口町4丁目に移転
2009. 4. 26 保健所予防衛生課が1号館6階に移転
2010. 4. 1 神戸市保健所が中央区雲井通5丁目から中央区加納町6丁目に移転
2012. 4. 1 こども家庭局が新設、各区保健福祉部にこども家庭支援課が新設
2012. 5. 7 須磨区保健福祉部（須磨保健センター）が須磨区大黒町4丁目に移転

2015. 4. 1	保健所に各区保健センターを設置
2017. 4. 1	保健所・健康部内の組織を再構築し、保健所に保健課、調整課を新設
2018. 4. 1	北区内に北神保健センターを設置
2018. 9. 25	北区保健福祉部（北保健センター）が北区鈴蘭台北町1丁目に移転
2019. 4. 1	医務業務課を新設
2019. 4. 1	環境保健研究所が保健所所管となる
2019. 8. 13	兵庫区保健福祉部（兵庫保健センター）が兵庫区荒田町1丁目に移転
2020. 4. 1	保健福祉局を再編し、健康局と福祉局を設置 三層制（局 - 部 - 課）を二層制（局 - 課）に変更。健康部は廃止 健康部健康政策課と保健所調整課を健康局政策課、健康局健康企画課に改組
2021. 4. 1	保健課と予防衛生課を合併、衛生監視事務所を5か所から2か所に再編
2022. 2. 14	西区保健福祉課（西区保健センター）が西区糺台に移転
2022. 4. 1	各区保健福祉部の健康福祉課とこども家庭支援課を統合し、保健福祉課を設置
2022. 7. 19	中央区保健福祉課（中央保健センター）が中央区東町に移転
2024. 4. 1	保健課と健康企画課を合併
2024. 8. 13	須磨区北須磨支所が須磨区中落合2丁目に移転
2025. 4. 1	健康科学研究所が1類事業所化により保健所から独立

第4節 地勢・人口

(1) 位置及び地勢

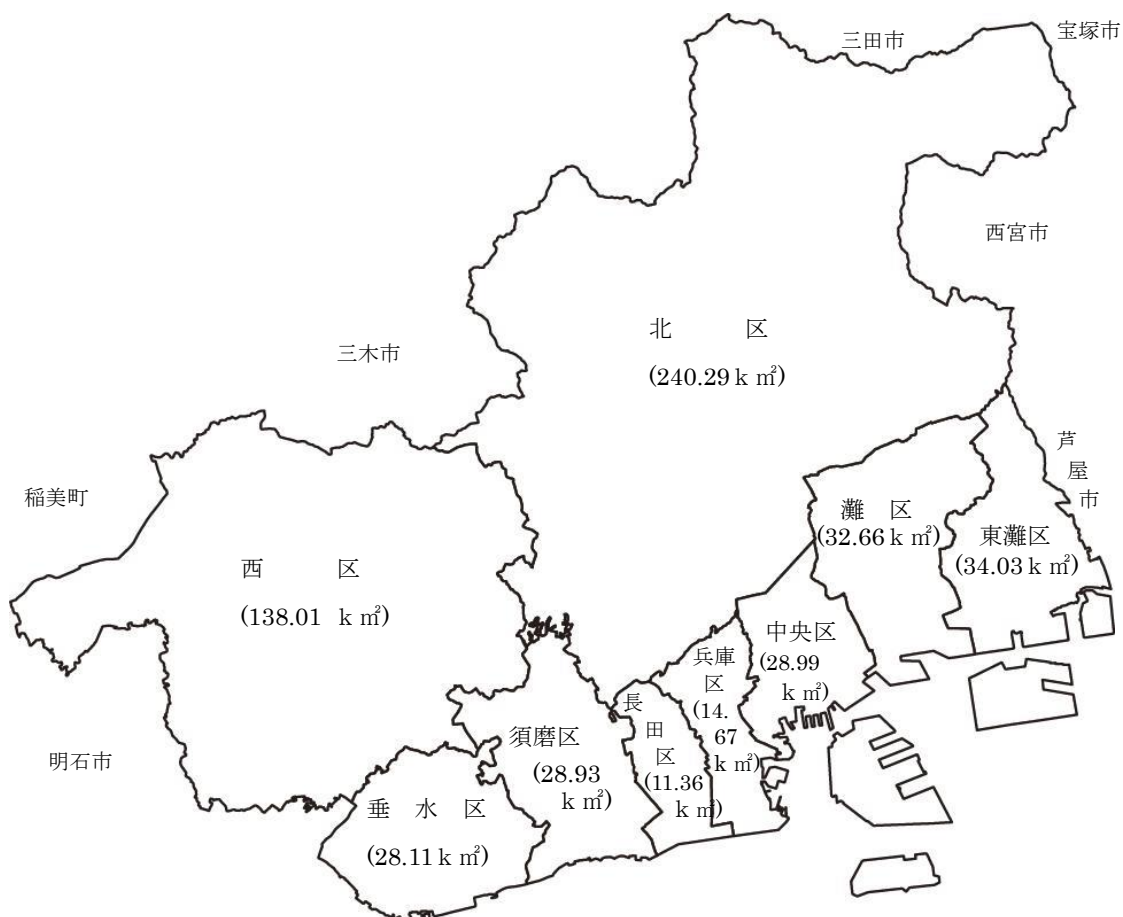
本市は、兵庫県の南東部にあり、東経134° 54' 36" から135° 18' 16"、北緯34° 37' 27" から34° 53' 27" に位置し、東は芦屋市、北は西宮市・宝塚市・三田市・三木市、西は稲美町・明石市に接している。

また、南は瀬戸内海・大阪湾に面し、緑豊かな六甲山、再度山を有した、東西約36.1km、南北約29.6kmの自然環境に恵まれた都市である。

市街地は、神戸市のシンボルの一つである標高931.3mの六甲山を背に、住吉川・生田川・新湊川・福田川に形成された東西に長く、坂道の多いまちである。西北神は、穏やかな田園風景の農業地域と近代的な住宅団地や工業団地が共存するまちである。

(2) 面積

1889年の市制施行時は、21.28 km²であったが、周辺市町村の編入により、8区制（東灘・灘・葺合・生田・兵庫・長田・須磨・垂水）になった1950年（昭和25年）には、404.66 km²になった。その後の海面埋め立てにより2023年10月1日現在では557.05 km²の面積を有し、9区制（東灘・灘・中央・兵庫・北（及び北神）・長田・須磨・垂水・西）になっている。



※各区面積は小数第三位を四捨五入しており合計値が全市面積と異なる場合がある。（神戸市「神戸市統計書」）

(3) 人口

①人口の推移

年 次		面積 km ²	世 帯 数	人 口			人口密度 (1 km ² 当たり)
				総 数	男	女	
2012年	(10/1 推 計)	552.83	686,366	1,542,128	728,233	813,895	2,790
2013年	(10/1 推 計)	552.83	690,863	1,539,751	726,600	813,151	2,785
2014年	(10/1 推 計)	553.12	695,269	1,537,864	725,355	812,509	2,780
2016年	1 推 計)	557.02	710,733	1,535,765	725,789	809,976	2,757
2017年	1 推 計)	557.02	714,544	1,532,153	723,811	808,342	2,751
2018年	1 推 計)	557.02	718,247	1,527,407	721,198	806,209	2,742
2019年	1 推 計)	557.01	722,189	1,522,944	718,480	804,464	2,734
2020年	1 推 計)	557.02	734,314	1,527,022	717,052	809,970	2,741
2021年	1推 計)	557.03	743,205	1,511,144	709,288	801,856	2,713
2022年	1推 計)	557.03	743,089	1,510,171	708,811	801,360	2,711
2023年	(10/1推 計)	557.05	745,656	1,499,887	703,346	796,541	2,693
2024年	(10/1推 計)	556.93	750,913	1,492,282	699,776	792,506	2,679

(神戸市「毎月推計人口」)

②区別人口（2024年10月1日現在）

区 別		面積 km ²	世 帯 数	人 口			人口密度 (1km ² 当たり)
				総 数	男	女	
総 数		556.93	750,913	1,492,282	699,776	792,506	2,679
東 灘		34.03	104,251	210,191	97,550	112,641	6,177
灘		32.65	71,759	135,956	63,227	72,729	4,164
中 央		28.98	95,129	149,596	69,376	80,220	5,162
兵 庫		14.64	65,062	110,077	53,505	56,572	7,519
		240.29	90,247	204,110	96,183	107,927	849
北	本 区	95.24	55,328	122,451	57,013	65,438	1,286
	北 神	145.05	34,919	81,659	39,170	42,489	563
長 田		11.34	50,861	92,516	43,744	48,772	8,158
		28.93	74,390	153,535	70,337	83,198	5,307
須 磨	本 区	12.10	35,513	70,871	32,260	38,611	5,857
	北須磨	16.83	38,877	82,664	38,077	44,587	4,912
垂 水		28.07	97,218	206,384	95,550	110,834	7,352
西		138.01	101,996	229,917	110,304	119,613	1,666
	本 区	…	82,429	188,705	90,044	98,661	…
	玉津	…	19,567	41,212	20,260	20,952	…

(神戸市「毎月推計人口」)

③人口動態統計（数）

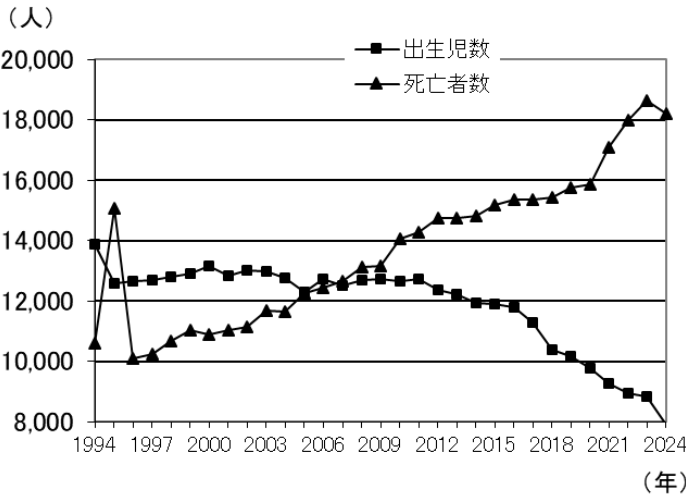
		出生児数			死亡数			(再掲)乳児死亡数		
		総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
2022年	神戸市	8,941	4,605	4,336	17,978	9,041	8,937	11	5	6
2023年	神戸市	8,818	4,525	4,293	18,650	9,296	9,354	9	2	7
2024年	全 国	686,173	351,451	334,722	1,605,378	819,709	785,669	1,266	647	619
	兵庫県	30,535	15,615	14,920	67,956	34,742	33,214	64	30	34
	神戸市	7,886	4,051	3,835	18,220	9,176	9,044	14	8	6

		死産数			周産期死亡数			婚姻	離婚
		総数	(自然)	(人工)	総数	妊娠満22週以後の死産	早期新生児死亡		
2022年	神戸市	171	76	95	19	17	2	6,028	2,255
2023年	神戸市	174	71	103	20	19	1	5,692	2,363
2024年	全 国	15,534	7,152	8,382	2,404	1,943	461	474,741	183,814
	兵庫県	618	321	297	119	89	30	19,676	8,262
	神戸市	174	82	92	27	22	5	5,580	2,327

(神戸市・厚生労働省「人口動態統計」)

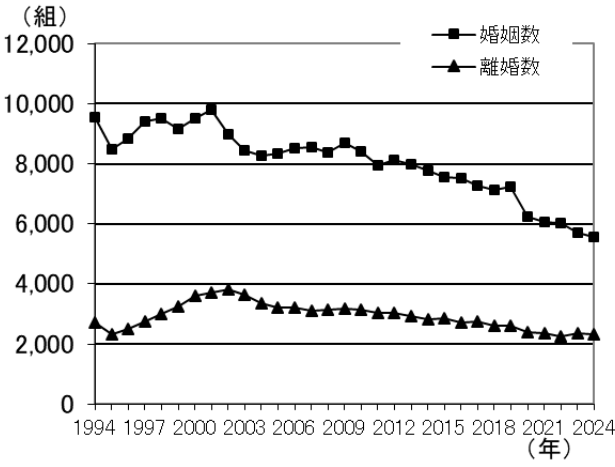
④人口動態統計（率）

神戸市の出生数と死亡数



神戸市の婚姻数と離婚数

(神戸市・厚生労働省「人口動態統計」)



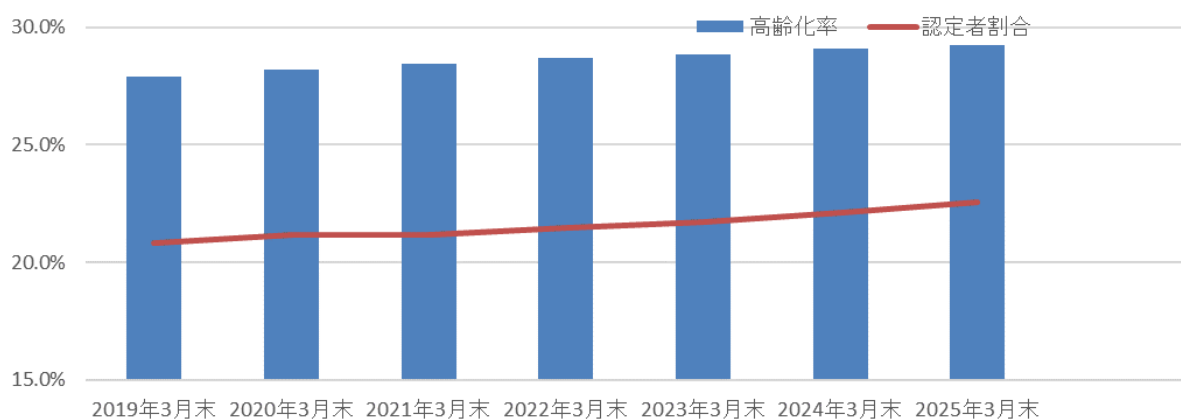
⑤主な死因の死亡数・死亡率（人口10万人当たり）

		全死因		悪性新生物		心疾患		老衰		脳血管疾患	
		死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率
2021年	神戸市	17083	13.8	4648	3.75438	2452	2.0	1586	1.3	1019	0.8
2022年	神戸市	17978	1204.7	4601	308.3	2575	172.6	1831	122.7	1059	71.0
2023年	神戸市	18248	1216.6	4547	303.2	2657	177.1	1955	130.3	1060	70.7
2024年	全 国	1605478	1296.8	384111	310.3	226388	182.9	206887	167.1	102821	83.1
	兵庫県	67956	1273.3	16567	310.4	9810	183.8	8506	159.4	4177	78.3
	神戸市	18220	1220.9	4487	300.7	2597	174.0	2065	138.4	1117	74.9

		肺炎		誤嚥性肺炎		不慮の事故		腎不全		血液性及び 詳細不明の認知症		自殺	
		死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率
2021年	神戸市	733	14.0	629	12.0	497	9.5	305	5.8	278	5.3	244	4.7
2022年	神戸市	694	46.3	730	48.7	581	38.7	348	23.2	307	20.5	243	16.2
2023年	神戸市	794	52.9	778	51.9	559	37.3	360	24.0	290	19.3	271	18.1
2024年	全 国	80176	64.8	63667	51.4	45743	36.9	29665	24.0	23825	19.2	24666	19.9
	兵庫県	3167	59.3	2715	50.9	2025	37.9	1298	24.3	998	18.7	1063	19.9
	神戸市	818	54.8	725	48.6	551	36.9	327	21.9	290	19.4	313	21.0

(厚生労働省「人口動態統計」)

⑥高齢化率と要介護認定者の割合



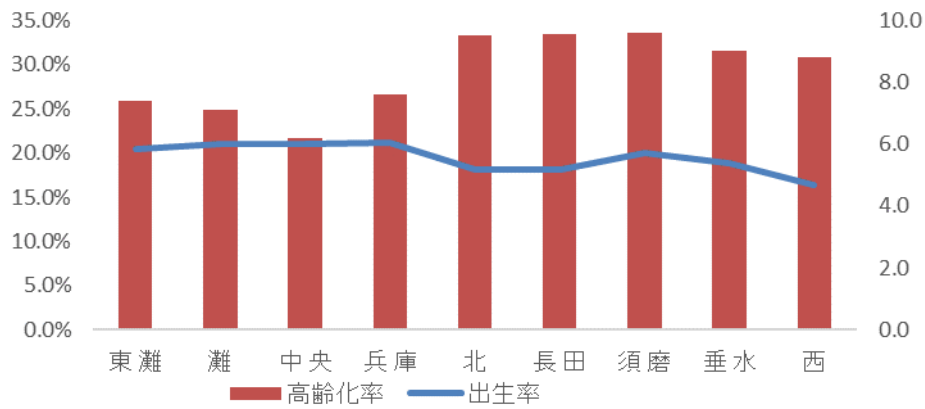
	2019年3月末	2020年3月末	2021年3月末	2022年3月末	2023年3月末	2024年3月末	2025年3月末
人 口	1,532,857	1,529,092	1,521,615	1,510,704	1,503,386	1,494,661	1,487,741
65歳以上人口	427,683	430,818	432,999	433,564	433,448	434,595	434,769
要介護認定者数	89,072	91,144	91,755	93,163	94,126	96,146	98,153
高齢化率	27.9%	28.2%	28.5%	28.7%	28.8%	29.1%	29.2%
認定者割合	20.8%	21.2%	21.2%	21.5%	21.7%	22.1%	22.6%

(神戸市「神戸市介護保険制度の実施状況」)

(※1) 高齢化率＝(神戸市65歳以上人口)÷(神戸市人口)

(※2) 認定者割合＝神戸市65歳以上人口における要介護等認定者(うち1号被保険者)割合

⑦区別高齢化率と出生率（高齢化率：2025年3月末現在、出生率：2024年）



	東 灘	灘	中 央	兵 庫	北	長 田	須 磨	垂 水	西
出生率	5.8	6.0	6.0	6.0	5.2	5.2	5.7	5.4	4.7
高齢化率	25.9%	24.9%	21.6%	26.7%	33.3%	33.4%	33.7%	31.6%	30.8%

(神戸市「神戸市介護保険制度の実施状況」)

(厚生労働省人口動態統計)